資料4-4

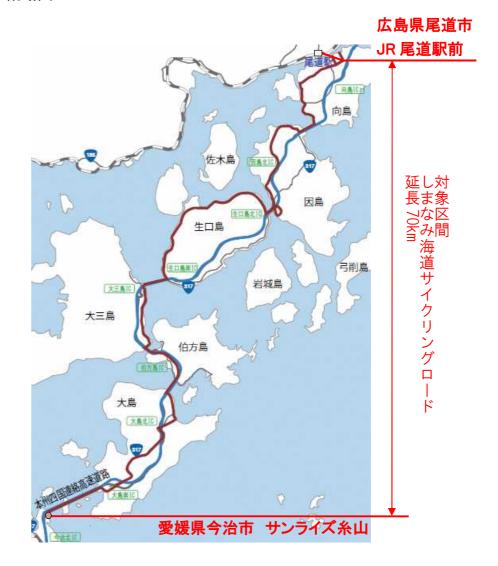
改善方針に対する進捗状況

③しまなみ海道(広島県・愛媛県)

### ルートの概要

名 称	(日本語) しまなみ海道サイクリングロード
	(英語) SHIMANAMI KAIDO cycling road
区 間 :	ひろしまけんおのみち 自:広島県尾道市 JR 尾道駅前
	えひめけん いまばりし いとやま 至:愛媛県今治市 サンライズ糸山
延 長 :	70km
名称の由来:	西瀬戸自動車道の開通にあたり、尾道市、今治市など沿線二十市町村で結成された「西瀬戸道周辺地域振興協議会」において、愛称を一般公募し「島々の美しい景観を連想させ、海道という言葉が歴史・文化を感じさせる」愛称として「瀬戸内しまなみ海道」が選定されており、その自転車道を利用したサイクリングロードとして名称が定着したもの。
通過都道府県	
市町村:	広島県尾道市、愛媛県今治市

#### 概略図



1

# 1. ルート設定

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(5)子供や初心者への配慮		思勾配が連続する区间が 15 区间仔仕するが、 振沙への接続区間でわれたほかい区	急勾配が連続する 15 区間については、現地及びルートマ	(取組中) 急勾配の注意喚起がされていない 12 箇所について、 令和2年度末までに急勾配注意喚起看板を設置。 令和3年度中に残る1箇所も設置予定。 次回マップの増刷時に、注意喚起を追加する。

## 2. 走行環境

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(1)走行環境の安全性	◎ 都市部(DID地区)においては、自転車専用道路又はガイドラインに基づき市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けた上で、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。	都市部を通過する 3km の全区間で、整備がなされている。	令和3年度を目途に、都市部の全区間において、評価 基準に合致した整備を行う。	(取組中) 令和2年度末に完了予定
	◎ 郊外部(DID地区以外)においても、自転車専用道路 又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自動車と分離 された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態 を含む)。 ただし、自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上でかつ 車道混在の場合は、更に外側線の外側に 1.5m 以上(や むを得ない場合は 1.0m 以上)の幅員を確保すること。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行 者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫す ること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける 危険回避を除き認めない。 車道混在の場合は、100m 程度の間隔で矢羽根を 設置、または外側線の外側に 1.0m 以上の幅員(排水施 設等の幅員を除く)を確保することとし、自動車交通量が 概ね 10,000 台/日以上の場合は外側線の外側に 1.5m 以上(やむを得ない場合は 1.0m 以上)の幅員を確保した 上で 100m 程度の間隔で矢羽根を設置することとする。	郊外部を通過する 67km の全区間で、整備がなされている。	令和3年度を目途に、郊外部の全区間において、評価基準に合致した整備を行う。	(取組中) 引き続き、令和3年度を目途に、郊外部の全区間 において、評価基準に合致した整備を行う。
	推	△ 矢羽根・ブルーラインなどにより注意喚起を図っている。 ◎	情報板等でドライバーに対して注意喚起を行う。	(準備中) 注意喚起の方法や場所について,検討する。 (取組中)
	必 ◎ トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の 須 看板等の案内表示がされていること。		を行う。	令和2年度末までに、急勾配箇所 12 箇所について、 急勾配注意喚起看板を設置予定。 令和3年度中に残る1箇所も設置予定。
	必 ◎ 自転車損害賠償責任保険等の加入を義務(努力義 須 務を含む)付ける条例が制定されていること。	<ul><li>◎ 愛媛県においては努力義務の条例が制定されている。</li><li>広島県においては条例が制定されていない。</li></ul>	関係者と連携して、自転車損害賠償責任保険への加入等について、海外サイクリストを含めた利用者に対して	広島県は、義務化の条例について、令和3年6月議会へ
(3)維持管理水準	推 推 水準)が設定され、維持管理の実施体制が明確であること。	△ ルートの管理基準は設定していない。定期的 な巡視体制を構築している。		(改善済) 令和元年度中に各道路管理者間における統一的な管理 基準を設定したパトロール実施要領を策定し、令和2年度か ら運用開始。
(5)ルートの案内	推要 (ウルート沿線のゲートウェイ・観光施設・拠点(サイクルステーション)への案内(方面・距離等)が当該施設への分岐部及び一定の間隔にあること。	への案内が主な分岐部、単路部に概ね 3km ごとに設置されている。	令和 2 年度を目途に、その他分岐部への設置について、関係者と連携して取り組む。	(改善済) 必要な箇所には設置済みであり、現地再確認した結果、 追加設置必要箇所無し。
	◎ナショナルサイクルルート指定後に自転車活用推進本 部事務局がナショナルサイクルルートの共通仕様として示 すロゴマークを設置すること。		令和元年度中に起終点及び主要な分岐部に設置する。 令和 2 年度までに、残りの単路部、分岐部に設置する。	(取組中) 令和2年度末までにロゴマーク設置完了予定。

### 3. 受入環境(1/2)

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(1)ゲートウェイの整備	● ②ルートの存する域内にある主要アクセスポイント(空港、鉄道駅、道の駅等)に、必要な機能を備えた「ゲートウェイ」が整備されていること。 【必要な機能】 ◎レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能なこと ◎必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、サイクルステーション、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと ◎必要な物品(タイヤチューブ、パーツ、携行食等)が購入可能なこと ◎手荷物用のロッカー、着替えスペースが完備されていること ◎空気入れ等の出発前の準備・調整に必要な工具の貸出があること 【推奨する機能】 ○シャワー等が利用可能なこと ○ゲートウェイにおいて、自転車を組み立てるスペースが屋内(もしくは屋根のある空間)に確保されていること。 ○ゲートウェイまでの自転車の運搬サービス(鉄道・バスなどでの輪行、航空機による輪行のための専用ボックスの提供や保管サービス、自転車託送サービス等)が利用可能であること。 ○ゲートウェイと宿泊施設等間で自転車や荷物の託送サービスが利用可能であること	以下の3箇所で、必要な機能を全て有するゲートウェイが整備されている。 ・尾道駅 ・尾道港 ・今治駅		める。 なお、今治駅前サイクリングターミナルは令和2年7月に供用開始となり、ゲートウェイとしての機能が完備された。  (取組中) 令和2年度末までに、今治駅とのアクセスルートについて
(2)サイクルステーション (休憩施設)の整備	②ゲートウェイとルートの間のアクセスルートが整備されており、そのアクセス方法もわかりやすく案内されていること。  ◎サイクリストが必要とする機能を備えたサイクルステーションがルート上に概ね 20kmごとに整備されていること。 ただし、河川区域などで困難な場合は、ルートの近くでもやむを得ないものとする。 【必要な機能】 ③トイレが利用できること ③空気入れの貸出しをしていること ③水分補給(自動販売機・飲料水の提供)が可能であること ③外付シース・設備(屋根付きのテーブル・椅子)があること ④サイクルラックが設置されていること ④サイクルラックが設置されていること ④ツ要な情報(ルートマップ、宿泊施設、休憩施設、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと 【推奨する機能】 ○物品販売(チューブ、携行食、モバイルバッテリー等)がされていること ○工具等の貸出しをしていること ○、Wifiの提供をしていること		いては、「走行環境の安全性」の評価基準に合致した整備を行う。  推奨機能の整備については、今後、関係者と連携して取り組む。	は、「走行環境の安全性」の評価基準に合致した整備完了予定。  (取組中) 推奨機能の整備については、関係者と連携して取り組んでおり、工具セットについては、サイクルステーション(サイクルオアシス)から希望があれば貸与している。
(3)ルート上の迂回を図るための代替交通手段	推 受上記の手段について、利用者が計画を立てるのに 必要な情報が提供されていること。	△   ホームページで情報提供されているが、公   式ホームページでは情報が提供されていな   い。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやす く必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。

### 3. 受入環境(2/2)

評価項目	評値	西基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(4)自転車回送サービスとしての代替交通手段	推奨	○上記の手段について、利用者が計画を立てるのに必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されている が、公式ホームページでは情報が提供さ れていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必 要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
(5)サイクリスト向けの 宿泊施設	必須	<ul> <li>◎ルート直近にサイクリストが必要とする機能を備えた宿 泊施設が概ね 60km ごとにあること。</li> <li>【必要な機能】</li> <li>◎室内(フロント、ロビー、客室等)で自転車の預かり・保 管が可能であること</li> <li>◎フロント等にて荷物の保管が可能であること</li> <li>⑥洗濯が可能であること</li> <li>【推奨する機能】</li> <li>○自転車など大型荷物を含む宅配の発送、受け取りが可能であること</li> <li>○洗車施設があること</li> <li>○日帰り利用も可能なシャワー設備があること</li> </ul>	◎ ルート直近に必要な機能を備えた宿泊施設が22箇所ある。 平均間隔約3km 最大間隔約15km	推奨機能の整備については、今後、関係者と連携して取り組む。 引き続き、サイクリスト向け宿泊施設の拡大を図る。	(取組中) 推奨機能の整備については、関係者と連携して取り組んでいる。
(9)修理サービス	推奨	○上記のサービスについて、利用者が緊急時に利用するために必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されている が、公式ホームページでは情報が提供されていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
(10)トラブル時の自転車搬送サービス	推奨	○上記のサービスについて、利用者が緊急時に利用するために必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されている が、公式ホームページでは情報が提供されていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
(12)緊急時連絡 サポート	必須	◎緊急時の連絡体制やサポート可能な施設情報がルートマップ及びホームページなどに記載されており、サイクリストが困らない情報提供がなされていること。	<ul><li>◎ レスキュータクシーなどのサポート施設情報がルートマップ及び公式ホームページに記載されている。</li></ul>	サポート施設で提供するサービス内容を情報提供する。 また、情報提供するサポート施設を拡充するなど、情報 提供を充実させる。	(取組中)継続 サポート施設(サイクルレスキュー)のサービス内容については、県・市ホームページにて情報提供している。また、サポート施設の拡充など、情報提供の充実についても取り組んでいる。

### 4 情報発信

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(1)情報発信	◎ホームページ、SNS 及びパンフレットなどで以下のな必要な情報発信をしていること。 <情報の内容> ルートの紹介(写真や動画等)・地域の魅力・文が地域の拠点・立寄スポット・周辺の観光スポット、ルー経路・距離・高低差・勾配・路面状況・危険個所、利益をは、大きを通り、が一トウェイの場所と機能、サイクルステーショ場所と機能、レンタサイクル・宿泊施設・Wi-Fi利用境・ルートで利用できるサイクルトレイン等・ガイドツア緊急時サービス(自転車修理、医療施設等)・自転配・荷物輸送等サービス情報、マップのダウンロードデータのダウンロード	ホームページ・パンフレットで必要な情報 発信をしている と、 -トの J用 ス ンの 環 ー・ 車宅	複数のホームページに跨がって発信されている情報を、 公式ホームページに集約するとともに、発信情報を充実させる。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者 と協議を進める。
	必 ②インバウンドに対応した多言語(日英2か国語以」 須 情報発信をしていること。	○ ホームページで日・英・中・韓 4 か国語により情報発信をしている。	外国語での情報発信を充実させる。	(取組中)継続 外国語での情報発信内容の充実化に取り組んでいる。
(2)ルートマップ	推 〇サイクリストが持ち運びやすく、水濡れに強い仕様 奨 っていること。	× にな 未対応	次回増刷する場合は、水濡れに強い仕様とする。	(取組中) 利便性向上に向け、紙媒体からグーグルマップを活用した電子媒体へ移行予定(R3~)。
(4)ルートの PR	推 〇海外の自転車展示会、旅行関係のイベント等にと	○ 海外の自転車展示会(タイ、台湾)、旅 行博(英,仏,米,豪,中国,台湾,香港, 韓国,タイ,シンガポール)に出展し,PRし ている。	国内外への PR、プロモーションを更に展開していく。	(取組中)継続 コロナ禍により海外においても大規模イベント等が中止となる中、比較的感染が落ち着いている中国・台湾の旅行博等に出展し、PRを行った。 また、しまなみサイクリングVR動画を作成し、中国・台湾においてVR体験会の実施を予定している。

#### 5 体制

評価項目	評価	基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(1)取組体制	必須	◎上記の協議会が定期的に開催されていること。	◎ 今年度2回開催済み	引き続き、定期的に開催し、水準維持等に向けた取組を 実施していく。	(取組中)継続 (一社)しまなみジャパン総会を2回開催 引き続き、定期的に開催し、水準維持等に向けた取組を 実施していく。
(2)地方版自転車活用推進計画への位置づけ	ıΧ	<計画への記載内容> ・ナショナルサイクルルートの指定水準を維持するため	指定後速やかに、(1)取組体制における官 民連携の協議会を含む関係機関で具体的な 取組を決定し、自転車活用推進計画の見直		(準備中) 次期自転車活用推進計画に位置付けるよう検討を進め ている。

※「継続」は改善方針が継続的な取組を必要とするもの(=分類は「取組中」又は「準備中」のみ)